

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) 一  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 一  
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 二  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 二  
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業  
共済に係る加入区の設定)の一部改正 (水産林政総務課) 二  
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四  
○土地改良区役員の就任の届出 (仙台地方振興事務所) 四  
○令和五年度自衛官候補生の募集 (市町村課) 四  
○宮城県議会議員一般選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日 (選挙管理委員会) 五

## 告 示

○宮城県告示第六百三十三号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十  
五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設  
等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。  
第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を  
提出することができる。

令和五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社よろづや

2 所在地 宮城県角田市笠島字雁坊十二番地十六

3 代表者の氏名 代表取締役 八嶋 利悦

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県角田市笠島字雁坊十二番二十一、五十六番二

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第  
三百号)第七条第七号)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず

五 申請年月日

令和五年九月十二日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 令和五年十月十日から令和五年十一月九日まで(午前八時三十分から午後五時十五  
分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和五年十一月二十四日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に  
あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ  
り記載すること。)

○宮城県告示第六百三十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

令和五年十月十日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇一一五一	事業所の名称及び所在地 アクトケアサービス 塩竈市錦町十四番八号	事業者の名称又は氏名 株式会社アクトケアサー ビス	指定年月日 令和五年 七月一日
-------------------------	--	---------------------------------	-----------------------

二 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 ○四五二二八〇〇四四	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設せみねの 丘 栗原市瀬峰根岸五十五番地 二号	事業者の名称又は氏名 医療法人仁泉会	指定年月日 令和五年 七月十五日
介護保険事業所番号 ○四五二二八〇〇四四	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設なかだ 登米市中田町浅水字上川面 六十五番地一号	医療法人仁泉会	令和五年 八月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇三二七五	事業所の名称及び所在地 レッツ倶楽部石巻大街道 石巻市大街道東一丁目四番 十八号	事業者の名称又は氏名 株式会社井上	指定年月日 令和五年 七月一日
介護保険事業所番号 ○四七〇五〇一三二一三	事業所の名称及び所在地 ホームケアセンターさくや 気仙沼市廻館百八番地五号	株式会社亀久屋	令和五年 八月一日

○宮城県告示第六百三十五号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 ○四五二二八〇〇四四	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設なかだ 登米市中田町浅水字上川面	事業者の名称又は氏名 医療法人仁泉会	指定年月日 令和五年 八月一日
介護保険事業所番号 ○四五二二八〇〇四四	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設せみねの 丘 栗原市瀬峰根岸五十五番地 二号	医療法人仁泉会	令和五年 七月十五日

六十五番地一号

○宮城県告示第六百三十六号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一六六六	事業所の名称及び所在地 なほな訪問介護センター 石巻市大街道西一丁目四番 七号ソラーナ参番館一〇一 号室	株式会社イコール	令和五年 八月三十一日
介護保険事業所番号 ○四七〇九〇〇六七一	訪問介護アン・サン・ブル 多賀城市高橋一丁目二十番 地二十八号	株式会社ヴァーベナ	令和五年 八月三十一日
介護保険事業所番号 ○四七一五〇一七五九	訪問介護センターフィール 大崎市古川江合本町一丁目 ライフ 〇一 号	株式会社フィール・ライ フ	令和五年 八月三十一日

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七二二〇〇六七五	事業所の名称及び所在地 デイサービスみんなの家 登米市中田町宝江新井田字 並柳前五十五番地	有限会社みんなの家	令和五年 八月三十一日
介護保険事業所番号 ○四七二二〇一六二四	デイサービスみんなの家幸 登米市中田町宝江新井田字 新姥沼百九十	有限会社みんなの家	令和五年 八月三十一日

○宮城県告示第六百三十七号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和五年十月十日から施行する。

令和五年十月十日



中「共第109号」を「共第110号」に改め、同表宮城県第10加入区の項中「共第111号」を「共第112号」に改め、同表宮城県第11加入区の項中「共第112号」を「共第113号」に改め、同表宮城県第12加入区の項中「共第118号」を「共第119号」に改め、同表宮城県第13加入区の項及び宮城県第14加入区の項中「共第121号及び共第124号」を「共第122号及び共第125号」に改め、同表宮城県第15加入区の項中「共第124号」を「共第125号」に改め、同表宮城県第16加入区の項中「共第129号」を「共第130号」に改め、同表宮城県第17加入区の項中「共第130号」を「共第131号」に改め、同表宮城県第18加入区の項中「共第132号」を「共第133号」に改め、同表宮城県第19加入区の項中「共第134号」を「共第135号」に改め、同表宮城県第20加入区の項から宮城県第22加入区の項までの項中「共第135号」を「共第136号」に改める。

法第百十四条第三号に掲げる漁業（小割り式きんさけ養殖業）の表中「第三号」を削り、同表宮城県第2加入区の項中「区第1506号」を「区第1507号」に改め、同表宮城県第4加入区の項中「区第1518号」を「区第1516号」に改め、同表宮城県第5加入区の項中「区第1523号」を「区第1519号」に改め、同表宮城県第6加入区の項中「区第1527号」を「区第1521号」に改め、同表宮城県第16加入区の項中「区第2414号」を「区第2413号」に改め、同表宮城県第17加入区の項中「区第2421号」を「区第2420号」に改め、同表宮城県第18加入区の項中「区第2423号」を「区第2422号」に改め、同表宮城県第19加入区の項中「区第2428号」を「区第2427号」に改め、同表宮城県第20加入区の項中「区第2439号」を「区第2435号」に改め、同表宮城県第21加入区の項中「区第2443号」を「区第2439号」に改め、同表宮城県第22加入区の項中「区第2444号」を「区第2440号」に改め、同表宮城県第23加入区の項中「区第2449号」を「区第2445号」に改め、同表宮城県第24加入区の項中「区第2453号」を「区第2449号」に改め、同表宮城県第25加入区の項中「区第2464号」を「区第2460号」に改め、同表宮城県第26加入区の項中「区第2466号」を「区第2462号」に改め、同表宮城県第27加入区の項中「区第2533号」を「区第2544号」に改め、同表宮城県第31加入区の項を削り、同表牡鹿第1加入区の項中「区第2520号」を「区第2519号」に改める。

○宮城県告示第六百三十八号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称  
1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

岩沼市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和五年十月十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高 橋 義 広

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和五年七月二十一日	今 野 良 敬	仙台市青葉区芋沢字向寺四十一番地	理 事
令和五年七月二十一日	大 岩 昇	仙台市青葉区上愛子字中遠野原九番地の七	理 事

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

令和五年十一月一日（水）まで

三 試験期日

(一) WEB筆記試験

令和五年十一月十一日(土)から十四日(火)(期間内にWEB上で受験可能)  
(二) 身体検査及び口述試験  
令和五年十一月十八日(土)

四 試験種目  
筆記試験(国語、数学、地理歴史、公民及び作文)、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評  
定(経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの)  
五 試験場の位置及び名称  
受験案内により通知する。

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第九十五号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙に係る公職選挙法(昭和二十五年法律第百  
号)第二十二条第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和五年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

選挙時登録の基準日

令和五年十月十二日